

明日香村行財政改革推進計画

平成 15 年 12 月 17 日

明　　日　　香　　村

目 次

| | | |
|-----|-------------------------|----|
| I | 総論 | |
| 1 | 行財政改革の目的 | 1 |
| 2 | 行財政改革の基本的視点 | 2 |
| 3 | 行財政改革の推進体制 | 3 |
| II | 各論 | |
| 第1 | 積極的な施策展開のための効果的財政運営 | |
| 1 | 積極的な施策展開のための財政運営 | 4 |
| 2 | 財政運営健全化 | 6 |
| 第2 | 社会環境の変化に対応した施策の再編 | |
| 1 | 事務事業の整理合理化と施策の適正な選択 | 10 |
| 2 | 民間活力の積極的な活用 | 12 |
| 3 | 情報化の推進 | 13 |
| 4 | 広域行政の推進 | 14 |
| 第3 | 時代に即応した組織・機構の再編 | |
| 1 | 組織・機構の再編 | 15 |
| 2 | 審議会等行政委員会の見直し | 16 |
| 3 | 施設の管理運営の適正化 | 17 |
| 4 | 公社等の外郭団体との役割分担 | 18 |
| 第4 | 効果的な行政運営と職員の企画立案能力の向上 | |
| 1 | 定員管理・人事管理の適正化 | 19 |
| 2 | 給与制度の適正化 | 20 |
| 3 | 職員の能力開発の充実 | 22 |
| 第5 | 行政の公正・透明性の確保 | |
| 1 | 情報公開制度の一層の充実 | 23 |
| 2 | 問題提起型広報の充実 | 23 |
| 3 | 監査機能の一層の充実 | 23 |
| 第6 | 村民参加の一層の充実 | |
| 1 | 計画への村民参加 | 25 |
| 2 | 実行への村民参加 | 26 |
| 3 | 住民活動への支援・協力と住民活動団体の連携促進 | 27 |
| III | 行財政改革の推進に当たって | |
| 1 | 行財政改革の推進期間 | 28 |
| 2 | 進行管理 | 28 |
| 3 | 村民への情報提供と村民意見の反映 | 28 |
| 4 | 議会への報告 | 28 |
| 5 | 事務事業評価システムの導入 | 28 |
| ◎ | 改善項目一覧表 | 29 |

| 総論

1 行財政改革の目的

本村は、これまで昭和60年度、平成9年度の2次にわたって「行政改革大綱」を策定し、さらに、平成11年度に「行政改革大綱実施計画」によって全庁的な事務改善に取り組んできた。

しかし、その後の社会情勢の変化及び市町村合併推進など地方公共団体を取り巻く環境は大きく、かつ、急激に変化している。

特に、少子・高齢化が進み、国際化・情報化の一層の進展など、社会経済情勢の急速な変化に伴い、村民の生活や意識は大きく変化しており、質の高い行政サービスが求められている。本村は、このような変化を的確に捉え、迅速かつ柔軟に対応するため、多くの村民の参画を得て、平成11年3月に「第3次明日香村総合計画」を策定し、「**生まれてよかった 住んでよかった 来てみてよかった ふるさと 明日香**」を基本理念に、計画に盛り込まれたむらづくりの施策を着実に推進することとしている。

しかしながら、日本経済全体が低迷を呈し、地方財政は、極めて厳しい状況が慢性化状況にある。本村でも、村税や地方交付税をはじめとする譲与金（税）など歳入の多くが国の制度改革と相まって減少傾向が加速している。また、歳出面においては、多様化する財政需要に加えて、公債費や扶助費等の義務的経費が年々増加し、財政の硬直化の傾向が急激に進んでいる。このため、事務事業の見直し、行政経費の極限までの節減や村債依存体質からの脱却など予算編成と併せた財政健全化への見直しが強く求められている。

さらに、地方分権推進法により、地方自治体は、地域のことは自らの責任と判断により地域の実情に応じた独創的なまちづくりを進めて行くことが求められている。本村においても、村民と行政との協働によるまちづくりを基本姿勢に、行政の責任領域を踏まえてそれぞれの役割分担を明確にし、村民との強固な信頼関係となるシステムづくりが必要である。

なお、市町村合併特例法の期限切れを目前に控え、合併への取り組みが急速に進み、

本村においても近隣 7 市町村での合併の協議を行ってきたが、合併における有意性を勘案したうえで「合併はせず自立にむけて進む」と判断した。

このような情勢を踏まえ、硬直化した財政状況からの脱却と時代の要請に的確に応えることのできる行政体制を確立するため、「行財政改革」を喫緊の課題と位置付け、明日香村のむらづくりの実現に向か、取り組んでいくものとする。

2 行財政改革の基本的視点

社会経済情勢の変化や住民のニーズの多様化などに的確に対応し、村民が夢と希望を抱き、明日香村の地域それが活力あふれるものとなって行くためには、村民に最も身近な自治体である村の果たす役割は非常に重要なものである。

このため、村の行財政運営を「最小の経費により最大の効果を挙げる」ことが基本原則であるとの認識に立って、次のとおり推進する。

(1) むらづくりを着実にすすめるために

第3次明日香村総合計画は、本村のむらづくりの最上位計画であり、明日香村整備計画などの個別計画を導く総合的なビジョンであることを再確認し、むらの将来像である「生まれてよかったです 住んでよかったです 来てみてよかったです ふるさと 明日香」の実現に向け、「健やかで豊かな生活を楽しむ」「明日香の歴史・万葉への憧憬を育む」、「餐しの交流経済を興す」の3つのテーマをもって施策の具現化に取り組むものとする。なお、第三次明日香村整備計画の推進について、より実効性の高い計画とするため事業内容等の中間年度見直し作業を実施する。

(2) 時代の変化に対応した効果的な行政サービスの展開

非常に厳しい財政状況下にあって、新たな行政課題に的確に対応するためには、これまでの事務事業などすべての項目について抜本的な見直しを図るとともに、行政サービスの適正な選択などに努め、時代のニーズに対応した効果的なサービスの展開に努める。

(3) 簡素で効率的な行財政運営の推進

限られた財源を有効に活用し、時宜にかなった行財政運営を進め、住民ニーズに的確に対応したサービスの提供を行うために、常に組織・機構の見直し、徹底した

経費の節減、職員の削減などに努める。また、複雑化する行政課題に適切に対応し、地方分権の時代にふさわしい行財政体制を確立するため、政策形成機能や総合調整機能の充実、職員の資質の向上などを図る。

(4) 村民と行政の協働によるまちづくりの推進

少子・高齢化の進行など社会経済情勢の変化や厳しい財政状況の中で、限られた財源と職員により多様な住民ニーズに応える行政サービスを展開していくためには、村民と行政との役割分担を明確にし、村民にも「できることは村民自らが進んで行う。」という行政依存体質からの転換意識を持つてもらい、村民と行政が協働してまちづくりを推進していく。

3 行財政改革の推進体制

基本的視点に基づき、今後改革を図るべき課題を、以下の6つの柱として体系化し、それぞれ改善の基本方針と推進期間中に改革を図るべき主要改革項目を明らかにする。

- (1) 積極的な施策展開のための効果的財政運営
- (2) 社会環境の変化に対応した施策の再編
- (3) 時代に即応した組織・機構の再編
- (4) 効果的な行政運営と職員の企画立案能力の向上
- (5) 行政の公正・透明性の確保
- (6) 村民参加の一層の充実

II 各論

第1 積極的な施策展開のための効果的財政運営

1 積極的な施策展開のための財政運営

自主財源の伸びが期待できない財政状況の下で、新たな行政課題に的確に対応するためには、限られた財源を有効的に活用しなければならない。

また、一方で、村民ニーズに応えたむらづくりを計画的かつ着実に推進するために、毎年度安定した財源の確保に努める必要がある。

(1) 効果的、効率的な財政運営

本村は、財政力指数0.23（平成14年度）、経常収支比率94.5%（平成14年度末）という脆弱なうえ、非常に硬直化した財政状況の下で、積極的な施策展開のため、これまでも事務事業の見直しや、経常的経費の節減による財政運営を行ってきた。

しかし、世界的な不況の中で、依然として先行きは不透明であり、かつ、国の構造改革などの推進により、財政状況は一層厳しい状況に陥ることは周知のところである。

このような中で、事業の実施に当たっては、情勢の変化に柔軟に対応し弾力的な運用を行い、より効果的、効率的な財政運営に努める。

（主要項目）

① 予算編成の改善

予算編成において、現在のシーリング方式のほかゼロベース方式との併用により、今後も予算編成方式の改善を行う。

② 予算編成における事務事業評価の反映

事務事業評価の導入検討とともに費用対効果などの評価が予算編成に反映するよう評価方法及び評価結果の数値化を検討する。

③ 第3次明日香村整備計画の見直し

第3次明日香村整備計画事業について、事業計画期間の中間を迎えるに当たり、

過去の年度の進捗状況を踏まえながら、社会経済情勢の変化や国・県の制度改革、住民ニーズの変化に伴う事業の要否など、当初計画との乖離を精査し、事業内容及び事業費を見直す。

なお、現下の財政状況を勘案し、それぞれの事業について緊急性、重要性、有効性などの観点にたち、優先順位を設定するなどの取捨選択を行い着実な実行を図るものとする。

④ 公共工事のコストの縮減

国・県の取り組みを参考に、公共工事コスト縮減に関する計画を策定し、公共工事のコスト縮減を図る。

コスト縮減計画の策定の視点としては、

- ・ 計画、設計の見直し
- ・ 計画段階からの民間ノウハウの積極的活用
- ・ 技術水準の進展に対応した各種基準の見直し
- ・ 本村の風致、景観と調和のとれた工事施工の実現
- ・ 公共工事における情報化の推進

を基本とし、計画から工事施工に至るまでを網羅した計画とすることによって、公共工事に係る総額の縮減を図る。

(2) 補助金・負担金の効果的執行

補助金・負担金については、補助目的を達成したものや時代の変化により効果の薄れたものなどが生じているため、村の責任分野、経費負担のあり方、行政効果等を毎年度検証し、見直しを行う。

(主要項目)

① 補助金の見直し

ア 運営補助（育成補助）：団体の運営及び活動を援助する目的で行っている補助金については、原則として平成15年度に対して平成16年度には2分の1程度の額とし、平成17年度には事業補助方式へ転換する。

イ 事業補助（活動補助）：村が公益性を認める一定の事業（建物の建設や行事等）について、平成17年度から新たに制度化し、村からの委託的要素の高い事業

を除き、原則として補助の対象とする事業費に対し概ね3分の1を補助することができるこことする。

なお、長期固定化が想定される補助金にあっては終期（概ね3年間以内）を定める。ただし、上部法令等の定めにより、財源を伴って補助される場合にあっては、事業毎に補助金交付要綱を策定するなどの対応を行い、執行することとする。

ウ 同一目的又は類似の補助金や同一団体に対する複数の補助金が発生しないよう内部調整機能の充実を図る。

② 負担金の見直し

ア 国、県及び広域連合等に対する負担金については、法令等に定めのあるものを除き、構成機関と十分協議を行い縮減に取り組む。

イ 村長等が構成員となっている自治体間の協議会等については、行政運営上若しくは住民サービスの維持向上に多大な弊害が発生するものを除き、儀礼的・形式的な協議会等は脱退する。

2 財政運営健全化

本村の財政状況は、自主財源が伸び悩み、経済社会の低迷、加えて国の構造改革により、依存財源の急激な減少が続いている、歳出においても公債費や扶助費などの義務的経費が増高しており、財政の硬直化は進む一方である。このような財政状況を改善するため、徹底した事務事業の見直しや経費の節減を行い、人件費や公債費などの抑制を図るとともに、自主財源の確保と受益者負担の適正化に努め、財政運営の健全化を図る。

（1）地方債発行の適正化

新たな時代に対応した活力あふれる明日香村を実現するためには、積極的な事業展開が必要であり、その財源としての地方債の果たす役割は極めて重要である。

しかし、地方債は本来、財政支出と財政収入の年度間調整機能、住民負担の世代間での公平性確保機能、一般財源の補完機能、国の経済政策との調整機能を目的としており、単に事業実施に対する財源措置として地方債を発行するものではなく、

地方債残高の著しい増加は、次の世代に過度な負担を求める事となるため、地方債の発行や将来の公債費を一定の水準にとどめる必要がある。

なお、平成18年度には、地方債制度が「許可制」から「協議制」に改定されることが決定しており、その動向を十分に踏まえながら地方債の発行に留意するものである。

(主要項目)

① 地方債依存度（歳入に占める地方債の割合）はおおむね15%以内、起債制限比率は15%以内を上限とする。

② 地方債残高の圧縮

地方債残高を平成14年度末（普通会計、43億6,590万円）に比較して、約8億円程度圧縮し、35億円以内を目指す。

③ 有利な起債の選択

地方債の発行にあたっては、従来に引き続き交付税措置のある起債を選択するとともに、常に金利動向に留意し、長期で低利な資金を活用する。

④ 地方債償還額の平準化

一般的に、縁故債は償還期間が短期（10年）となっているため、今後償還期間の長期化要望や可能な限り繰上償還を行うなど、償還額の平準化及び縮減を図る。

(2) 受益者負担の適正化

使用料・手数料は、利用するものと利用しないものとの間の「負担の公平性」を確保するため、受益の程度に応じた額の設定が必要である。このため、料金算定にあたっては、基礎とするべき経費の基準を定めるなどして負担の適正化を図る。

なお、改定にあたっては、負担の急激な増加に配慮し、現行使用料等に対する改定率の上限（概ね20%～50%）を設定する。また、定期的な見直しを図る。

(主要項目)

① 使用料の見直し

使用料の算定の基礎としては、公の施設の初期投資額は、その全額を公費による負担とする。

- ・ 住民が利用する施設部分に係る経常的な管理運営費（施設維持費及び管理人件費）をもって算定基礎額とし、施設の設置目的・性格や民間との競合などを考慮し、施設毎に受益者負担の割合を概ね算定基礎額の0%、50%、100%に分類し、使用料を設定する。

② 手数料の見直し

法令により手数料の上限などが定められている場合は、法令の定めるところによるが、その他の場合は次の基準により算定基礎として手数料を定める。

- ・ サービスに要する人件費、物件費及び機器類の原価償却費相当額の全てを算定基礎額とし、算定基礎額の全額を利用者の負担とすることを原則とする。ただし、政策的な観点から、必要に応じ、一定の負担割合を定める。

③ 使用料・手数料の定期的な見直しの実施

- ・ 経済情勢の変化などにより算定基礎額が変動し、長年据え置いたままとしておくと、算定基礎額とのへだたりも著しくなり、負担の公平性が損なわれることとなる。また、急激な村民負担の増加を避けるためにも、3年に1回を目途に定期的な見直しを行う。
- ・ 常にコスト意識を持ち、管理方法の改善を図り原価の削減に努める。

④ 公営企業会計及び特別会計に係る使用料等の見直し

独立採算性の原則を基本とし、収支計画にのっとった適正な算定基礎に基づく料金又は使用料を設定する。

（3）財源の充実のための活動

地方分権の推進や新たな社会経済の変動に、地方自治体が自主的、自立的に対応し、真の地方自治を確立するためには、安定した財源の確保が必要である。

したがって、人口の減少傾向に歯止めをかけ、村税収入の確保、商業施設の誘致などの観点からも地域別の整備方針と土地利用方策の促進を図る。

なお、明日香村の村域の保全は国家的な見地からも非常に重要な課題であることを国、県、村が共通認識し、歴史的風土の保存と住民生活の安定にむけた支援システムづくりを行う。

(主要項目)

① 土地利用方針の推進

市街化区域内における農地の宅地化、商業施設の誘致、産業施設の集約化を積極的に推進するとともに、空き家バンク事業による既存集落への定住人口の増加促進を図る。

② 関係機関との連携強化

- ・飛鳥古京を守る議員連盟への積極的な働きかけ
- ・関係省庁、県及び村で組織する明日香整備計画推進連絡会の定期的な開催

③ 財政的支援の要請

- ・歴史的風土創造的活用事業費の増額及び平成17年度以降の継続を積極的に要請する。
- ・臨時財政対策債発行の継続又はそれに替わる特例的地方債の創設を強く要望する。

第2 社会環境の変化に対応した施策の再編

1 事務事業の整理合理化と施策の適正な選択

限られた財源及び職員を有効に活用し、住民ニーズの変化に的確に対応するとともに、新たな行政サービスを効果的に展開していくため、行政の守備範囲の検討、事務事業の整理合理化と効率化など行政の各分野において改善を図る。

(1) 行政の守備範囲の妥当性

事業目的の明確化、適正な経費負担の確立など効果的な財政運営を図るため、村民と村の役割分担を明確にし、簡素で効率的な行財政体制を確立する。

また、従来行政が実施してきた事務事業であっても、住民サービスの低下が生じないと判断される事務事業については、民営化、縮小、廃止などを行う。

(主要項目)

① 健康福祉センター運営の検証

浴場について、周辺地域での民間企業の進出、浴場ブームの沈静化などにより来館者数が急激な減少傾向にあること、設備備品等の老朽化などにより、平成18年度以降に機械設備の更新が必要となると予想されることから平成18年度までに福祉センター運営のあり方を検証し、施設の利活用を図る。

② 国民健康保険直営診療所のあり方の検証

経営状況が悪化していることから、経営健全化計画を策定し、経営の改善に努める。

(2) 村民ニーズとの適合性

多様な村民ニーズに的確に応えていくため、事務事業のスクラップ・アンド・ビルドを推進し、新たな事務事業の着手に当たっては、目的、効果などから施策の優先順位を厳しく選択するとともに、可能な限り検討段階から積極的に情報提供を行うなど、村民ニーズの把握に努める。

また、時代の流れや社会情勢の変化などにより既にその役割を終えたり、内容や実施方法が硬直化し効果が小さくなっているなどの理由により、整理合理化を図っても村民サービスの低下が生じないと判断されるものについては、廃止若しくは実

施方法の変更、施設の再編などを行う。

(主要項目)

① 県村民税、固定資産税の納期前全納報奨金制度の廃止

県村民税については、普通徴収者と特別徴収者との不均衡、不公平感の解消を図り、口座振替の促進などの観点により、平成17年度から廃止する。

固定資産税についても同様とし、平成17年度から廃止する。

② 慶弔制度の廃止統合

・慶事：敬老訪問事業、出産お祝い事業については、事業の実施方法を精査し縮小する。

・弔事：香料については廃止する。

・その他：交際費支出となる見舞金等については、情報公開制度、公金支出の妥当性などを考慮し廃止する。

③ 学校開放の推進

小中学校開放施策の推進と併せて中央公民館の図書室との統廃合をすすめる。

(3) 事務事業の見直し

村民に対する行政サービスの迅速かつ効果的な提供を図るため、必要以上の規制や村民の負担となっている手続やシステム、社会情勢などの変化に対応していない基準や制度などの改善を図る。

(主要項目)

① 全庁的施策の効率的な推進体制の確立

保健福祉事業、教育文化事業、歴史的風土及び環境保全事業、雇用対策事業など全庁的施策の推進に当たっては、担当課間の連絡調整機能の強化により緊密な連携体制によって、効率的な事業展開を図る。

② 村内配布文書の削減

大字総代に配布を依頼している文書件数が増加し、総代の負担となっている。そのため、広報誌への掲載や配布依頼時期の調整により文書数を整理削減する。

③ 関係団体等機関誌と村広報紙との統合

社会福祉協議会、地域振興公社、公民館等が発行する機関誌については、村広

報紙へ統合するなど、一元化を図る。また、ホームページの充実などにより情報提供を一層充実する。

④ 申請書などについての押印の省略、添付書類の簡素化

手続等の簡素化を推進する一環として、申請書、届出書などの押印はできる限り省略するとともに添付書類の簡素化を図る。

また、申請に際して複数の部署で証明書などを取得する場合には、個人情報保護制度を加味したうえで、一括申請できるシステムを構築する。

⑤ 事務の迅速化

意志決定を迅速にするため、個別事項における職責ごとの決裁権限（専決権）の拡大を図る。

また、住民サービスを安定的に提供するとともに、事務処理時間を短縮するため、事務処理手順の統一化を推進する。

⑥ 出張旅費制度や被服貸与制度の基準の改正

道路交通網が整備されたことによる公用車での出張を原則とするなどにより出張旅費制度を実態に応じ改正する。

また、被服貸与については、使用頻度・耐久年数に見合う基準に改正する。

⑦ 出張旅費、報酬等の口座振替払化

現金取扱上の事故防止や簡素化を図るため、口座振替払化を推進する。

⑧ 庁内配布文書や事務用消耗品等事務経費の削減

行政コストを削減するため、情報公開コーナーの充実活用などによる共有資料化により庁内一律配布を見直し、庁内ＬＡＮの活用によるデータ化の推進、印刷物についても可能な限り内部処理に努め、事務経費の節減を図る。

2 民間活力の積極的な活用

現在、村が直接行っている業務のうち、民間の活力を活かすことにより効率的かつ効果的に住民サービスを提供できる分野については、積極的に業務の民間への委託化（臨時職員、嘱託員の活用を含む。）を推進し、簡素で効率的な執行体制を確立する。

民間活力活用の主な基準は、「住民サービスの低下を招かない」ことを原則に

- ・継続的に仕事がない業務
 - ・単純労務及び施設の維持管理業務
 - ・高度な専門的知識や技術を必要とする業務
- などとする。

(主要項目)

【平成16年度以降、新たに委託化する業務】

① 車輌運転業務

公用バス、幼稚園及び小学校のスクールバスなどを段階的に委託化する。

② 学校給食調理業務

本村の特色でもある「地場産品による手作りの給食」の提供を基本に、センタ一調理方式を維持しながら調理業務を段階的に委託化する。

【平成16年度以降、委託化を拡大する業務】

③ ごみ収集業務

粗大ごみ収集に加え、新たに一般家庭ごみ収集などを段階的に委託化する。

3 情報化の推進

本村では、住民基本台帳システムや税情報などの導入をはじめ、これまで積極的にOA化を進めてきたが、今後とも、全庁的な情報システムを構築し、分野を超えた情報の共有化や有効利用を推進するとともに、多様化し増大する住民ニーズに的確に対応し、村民サービスの向上、地域経済の活性化、行政運営の効率化を推進する。

(1) 行政情報化の推進

個人情報保護制度に十分配慮しつつ、事務処理を迅速化、効率化するため、情報の共有化を促進し、行政情報化を推進する。

(主要項目)

① 庁内LAN及びLGWAN（総合行政ネットワーク）の構築

事務処理全体の情報化や効率化を図るため、庁内情報の共有化を推進するとともにグループウェアにより事務連絡の電子メール化、行政情報の共有化を促進する。なお、LGWANによる地方公共団体相互のネットワークにより、より迅速

な対応を図る。

② 地域産業、経済の情報化の推進

地域産業、経済の一層の発展を図るために、インターネットなどを活用した観光、地域物産、イベントなどの情報を発信するとともに、地域のもつさまざまな情報に関するデータベースを再構築し、情報化を一層推進する。

4 広域行政の推進

日常的な経済圏や生活圏はますます広がり、これに伴う広域行政の果たす役割はさらに大きくなっている。

このため、国や県の動向を踏まえながら、構成市町との連携強化や協力体制の整備を図る。

(主要項目)

- ① 消防事務の広域化
- ② 観光対策事務の広域化
- ③ 保健・福祉事務の広域化

第3 時代に即応した組織・機構の再編

1 組織・機構の再編

村民が健康で文化的な生活環境のもとに歴史的文化的遺産と一体となった自然環境の中で、明日香村を訪れる人々との交流によって、文化的・経済的に豊かなふるさと明日香の実現をめざした明日香村第3次総合計画を着実に推進するため、村の組織・機構を抜本的に見直し、簡素で効率的な組織への再編を行う。

(1) 組織・機構の再編

部制の廃止、課の統廃合を基本に、次の観点から組織・機構の再編を行い、村長部局は4課（4課の減、議会事務局及び水道事業部局は兼務）、教育委員会は2課（1課の減）とする。

（主要項目）

① 簡素で、わかりやすく、利用しやすい効率的な組織

縦割り行政の弊害を取り除き、村民から見てわかりやすく、利用しやすい組織とするため、各部・課に分散している関連業務の一元化などを図る。

ア 総務部門の充実

総務、議会部門を統合し、総務課とする。

イ 企画財政部門の一元化

企画調整、財政運営部門を統合し、企画財政課とする。

ウ 住民生活関連窓口の統合

住民生活に直結した保健（陰）・福祉・医療・税の窓口を整理統合し、民生課とする。

エ 事業部門の一元化

道路建設、産業振興、下水道、簡易水道の各部門を統合し、事業課とする。

なお、水道事業は事業課が一体的に管理する。

オ 教育部門の一元化

生涯学習、学校教育部門を一元化し、教育課とする。

力 文化財部門の充実

文化財の保存と活用を積極的に図るため文化財課の充実を図る

- ② 社会情勢の変化や多様化する住民ニーズに迅速に対応できる総合調整機能や企画立案機能の充実強化を図る。
- ③ 庁内における村政の政策・施策の意志決定を図る場のシステムを確立し、各課間の伝達機能の向上を図る。

(2) 内部事務の効率化

事務処理の効率化を図るため、組織内部の機能・権限の整理などを行うとともに、庁内会議などの効率化を図る。

(主要項目)

- ① 課間での内部調整機能を強化する。
- ② 施設・出先機関の機能や権限を明確化する。
- ③ 庁内会議の効率化を図るため、会議資料等は、府内 LAN の活用により事前配布を徹底する。また、会議中の喫煙や湯茶は廃止とする。

2 審議会等行政委員会の見直し

審議会等（審議会、協議会、委員会等。以下同じ）の中には、すでに当初の設置目的を達成したり、形骸化したりしているものも見受けられる。

したがって、本来の設置趣旨が生かされているか、効果的な運営がなされているかといった観点から隨時見直しを行う。

(主要項目)

① 見直しの視点

ア 廃止するもの

すでに当初の設置目的を達成したものについては、廃止する。

イ 終期を設定するもの

事業実施時期に併せ、審議会等についても終期を設定し効率的な運営を図る。

ウ 委員数を縮小するもの

委員数は必要最小限度にとどめる

エ 委員等報酬の見直し

委員により、報酬が年額、月額、日額又は1回と多様であることから実態に応じた整理を行う。

3 施設の管理運営の適正化

施設数の増加に伴って増大する管理運営費の抑制と施設の有効利用を図るため、次のような方策を講じる。

(主要項目)

- ① 種別ごとに委託する業務の範囲や日常点検マニュアル等の統一的管理基準を策定する。
- ② 長期的な観点に立った維持補修計画を策定する。
- ③ 施設の管理費（ランニングコスト）を節減する。
- ④ 施設の管理・運営への村民参加を促進する。
- ⑤ 単一目的施設の多目的利用を推進する。
- ⑥ 施設の広域利用を推進する。

4 公社等の外郭団体と村との役割分担

公社等の外郭団体は、各団体の設立趣旨に照らし、存在意義を整理し、統合するなどの条件整備を図っていく必要がある。

特に、村が設立主体である次の団体については、団体の自主・自立性の強化と団体業務の再編との二つの観点から、改善を図る。

(財) 明日香村地域振興公社 (財) 明日香村観光開発公社

(福) 明日香村社会福祉協議会

(1) 団体の自主・自立性の強化

(主要項目)

- ① 村の人的支援からの団体の自立を促進するため、村職員の出向等を必要最小限に抑える。
- ② 行政効果と経費の低減化の観点から、団体への委託事務を見直し、公の施設を

管理委託する場合は、施設の使用許可や使用料徴収などの権限をできるだけ団体へ委譲して、事務の効率化を図る。

- ③ 団体に対し、次のような経営改善策の指導・助言を行う。
 - ア 自主財源の創出、人件費の抑制、運営経費の削減等により、効率的な運営と財政的な自立を図ること。
 - イ 団体職員の意識改革を図るとともに、柔軟で効率的な勤務形態や組織体制、事務事業の執行方法を改善し、サービスを充実させること。

(2) 団体の業務の再編

(主要項目)

- ① 福祉サービス事業における村と社会福祉協議会との業務分担を明確にする。
- ② 地域農政対策事業における村と地域振興公社との業務分担を明確にするとともに、観光開発公社との統合を推進する。

第4 効果的な行政運営と職員の企画立案能力の向上

1 定員管理・人事管理の適正化

行政運営において「最小の経費で最大の効果」を挙げるため、職員数をできるかぎり抑制しながら適正な職員配置を行っていくとともに、職務に対する意欲の向上や公務員倫理の確立が図られるような人事管理を行っていく。

(1) 特別職等のあり方

村長、助役、収入役、教育長の体制及び報酬額について見直し、スリム化を図る。なお、議会の体制についても検討を加える。

(主要項目)

- ① 村長が組織を統括することを前提にしながら助役、収入役の必要性を検証する。
- ② 村長をはじめ、特別職の職員の報酬額については、近隣町村、類似団体及び人事院勧告に伴う一般職員の給与改定などの額を参考に引き下げを行う。
なお、定率による支給額のカットを検討する。
- ③ 議会については、人口動態や類似団体の状況を踏まえ、議会体制の見直しを要請する。

(2) 定員管理の適正化

職員数の抑制と適正な職員配置を実現するため、事務事業の見直しや組織・機構の簡素合理化、民間委託、OA化等を積極的にすすめ、「少数精銳主義」を目指した定員管理を推進する。

(主要項目)

- ① 定員管理部門を強化して、業務分析や業務量測定、将来推計等に基づく新たな定員適正化計画に改正し、行財政改革の進展を勘案しながら計画的に職員数を削減することとし、平成21年度末職員総数目標を80名（36名の減）とする。
- ② プロジェクトチームの活用や課や係を超えた相互応援体制の強化を図る。
- ③ 業務を効率的に執行するため、職員では対応できない特殊性、専門性のある業務についてのみ、短期的にその知識・技能を持つ嘱託員や臨時職員などの定数外職員の活用を図る。

(3) 人事管理の適正化

職員の志気高揚を図るために、「公正な評価と待遇」が不可欠である。年功序列的傾向の強い人事管理から、職員個々の能力を公正に評価し、待遇する人事管理委員会等の機能充実を図る。

(主要項目)

- ① 幅広い視野を持った職員を養成するため、採用後の一定期間に複数の行政分野や業務を経験する職員育成型人事ローテーションを確立する。
- ② 職員の能力と勤務実績を公正に評価して人事配置や待遇に反映させるため、自己申告制度を充実し、目標管理による業績評価などを推進する。
- ③ 人材の有効活用を図るため、各分野における専門的な知識・技量を生かすことのできる専門職制度を導入する。
- ④ 広範な職務において、女性職員の管理・監督者への登用を図る。
- ⑤ 窓口や施設利用時間の延長など、勤務時間の柔軟な運用を促進するため、必要な職種・職域においては、時差勤務制の拡大を図る。
- ⑥ 職員が「全体の奉仕者」として公共の利益のために職務を遂行し、村民に信頼される公正な行政運営を確保していくため、公務員倫理の確立を図る。そのため、慣行も含めて改めるべきものは早急に改め、綱紀肅正、服務規律の確保に全庁を挙げての取り組みを推進する。

2 給与制度の適正化

地方公務員の給与には、

- ・職務と責任に応じたものであること（職務給の原則）
- ・国や他の自治体、民間の給与を考慮したものであること（均衡の原則）
- ・条例で定めること（給与条例主義の原則）

の三原則がある。こうした原則を踏まえながら、村民の理解が得られ、職員の勤務意欲向上につながる「職務や勤務実態に応じた給与」を実現するため、給与制度について次の見直しを行う。

(主要項目)

① 管理職手当の改正

組織・機構の再構築に伴い、職責が変更となることから、管理職員数を削減するとともに課長、課長補佐の管理職手当について、職責に応じた支給率に改定する。なお、必要に応じ統括課長（仮称）をおくことが出来るものとする。

② 期末勤勉手当に係る役職加算

期末勤勉手当に係る役職加算制度（部長級15%、課長・課長補佐級10%、係長級5%）を廃止する。なお、常勤及び非常勤の特別職の職員に対する期末手当支払基礎額に15%を加算するもの及び役職加算制度（15%）も併せて廃止する。

③ 調整手当の改定

調整手当支給率（3%）を改定する。

④ 特殊勤務手当の廃止

診療所、エックス線、税務、運転、清掃員、企業職等の特殊勤務手当を廃止する。

⑤ 高齢職員に対する取扱い

満55歳に達した後の3月31日をもって一般職員へ移行する「役職定年制度」の導入を行う。

⑥ 早期勧奨退職制度の見直し

早期勧奨退職者の対象年齢を35歳まで拡大し、年齢に応じた割増（最高50%の加算）を実施する。

なお、早期勧奨退職制度については、職員総数80名以下となった年度をもって廃止する。

⑦ 成績主義を反映した給与制度

勤務実績等を反映した給与制度への転換を図るため、職務内容と責任に応じた昇格運用を行う。

3 職員の能力開発の充実

多様化する住民ニーズに応え、新しい施策を展開していくためには、職員の能力を高めるとともに、新たな時代に対応する意識改革を図っていくことが必要である。このため、研修担当部門を強化して、次の観点を踏まえ早急に能力開発と意識改革をめざした職員研修計画を策定する。

(1) 政策形成能力の育成

- ① 新しい時代の地方自治に対応する政策課題研修の充実
- ② 施策等の住民への提案能力や説明能力を高める研修の充実
- ③ 調整能力、対外的折衝能力、説得能力などの対人能力や理論的思考を育成する検討能力研修の充実
- ④ 行政の情報化に対応する情報処理能力を高める研修の充実
- ⑤ 村民の自主的活動を支える意識を醸成する研修の充実

(2) 管理者能力の養成

- ① 職員のメンタルヘルスや勤務意欲向上を図る職場管理能力の養成
- ② 職場研修の活性化を図るため、管理者のリーダーシップの養成
- ③ 職員の能力及び勤務実績を公平に評価する能力の養成

(3) 経営感覚の養成

- ① 事務事業の有効性、効率性等の評価能力の養成
- ② 経営感覚及びコスト意識の醸成
- ③ 住民サービスを向上させる意識の醸成

第5 行政の公正・透明性の確保

1 情報公開制度の一層の充実

まちづくりは、行政だけで実現できるものではなく、村民と村が一体となってはじめて可能となるものである。

このためには、村民に理解され信頼される村政の実現が不可欠であり、その前提として、村民がいつでも、欲しい情報を入手できるよう、個人情報保護制度を遵守しながら、情報公開の一層の充実を図る。

2 問題提起型広報の充実

村民が村政に対し関心を高め、村民参加の村政を推進するため、村民自らがまちづくりに参画できるよう、行政情報の積極的な提供が必要であり、村民が村政の課題について考えやすい形で提供する問題提起型の広報を拡充するとともに、情報を容易に入手できるよう、つきのような点に配慮し、行政広報の改善を図る。

(主要項目)

① 行政事務全般にわたる広報指針の作成

行政情報の提供が部門ごとに均衡を欠いたり、透明性が薄れたりしないよう、行政事務全般に活用できる「広報活動の指針」を作成する。

② 行政事務の情報化及び情報公開の充実

村民から理解される村政を実現するため、各種行政事務の情報化を推進し、情報公開の一層の充実を図る。

③ 迅速な情報提供

行政情報の提供にあたっては、「正しい情報を詳細かつ迅速に提供する」ことが強く求められていることから、ホームページや広報誌により、最新情報を定期的に提供できる体制整備を図る。

3 監査機能の一層の充実

行政事務全般について、常に公正な執行を確保するとともに、効率的でより高い行

政効果を挙げるために、内部監査機能の充実を図る。

(1) 内部監査の充実

本村は、入札執行を事業担当課と分離して実施し、公正・公平・透明性の確保に努めている。また、不適切な支出が発生しないよう書類審査と内容のチェックに努めているが、今後、これらの機能の強化を図るとともに、より公正で透明な契約事務への改善を進める。

(2) 監査制度の強化と行政監査の推進

村民ニーズの変化に対応し、効果的、効率的な行政運営を行うためには、監査制度の強化を図り、行政事務の公正・透明性を確保する。

(主要項目)

① 行政監査機能の充実

監査委員事務局の機能を強化し、従来の財務に関する事務を主眼とした監査を一層充実したものにすると同時に、一般行政事務全般にわたって、その有効性、効率性等に着目して実施する行政監査への取り組みを積極的に推進する。

② 外部監査の導入

監査機能の一層の強化を図るため、外部監査制度の導入を目指す。

第6 村民参加の一層の充実

1 計画への村民参加

住みよい暮らしやすいまちづくりには、村の力だけではその実現が困難であり、村民の積極的な参加と協力が不可欠である。

このために、計画策定過程から村民と村とがともに考え、ともに歩むことを基本とし、まちづくりのいろいろな分野において計画策定過程から情報提供を積極的に行い、村民合意を形成しながら村民参加の取り組みを進める。

(主要項目)

① 計画、事業について検討段階からの公表

村民参加は村民と村が情報を共有することが出発点である。このため、計画や事業について、公表の対象・内容・方法などの公表指針を定めて、可能な限り検討段階から村民への情報提供を行う。

② 審議会、委員会などの公開

村が策定する各種計画への村民の関心を高めるため、計画策定にあたって設置される審議会、委員会などの審議、検討の内容を公開する基準などについて検討する。

③ 審議会、委員会などの村民代表委員の広範な選出

審議会、委員会などの委員の委嘱については、それぞれの計画内容に応じて村民の意見や提案を計画に反映させる手法を取り入れるほか、村民と村が一体となって計画を策定するシステムづくりを進める。

④ 住民委員会の導入を検討する

住民主体の自治の実現を図るために、村政の運営に関して必要な調査研究、まちづくり活動、まちづくりの啓発などを住民が主体となって考え、行動する組織の導入を検討する。なお、委員は、村政に深い关心と熱意を有する者の中から公募することにより積極的な参画を促進する。

2 実行への村民参加

行政分野における村民参加は、計画策定だけではなく実行、管理運営などの各段階においても参加を進めることが大切である。

村民参加を進めていくため、村民と村の役割分担を明確にし、村民の日常生活に関わるような身近な課題から村政の基本に関わるような広範な課題について、村民と村が協働していく仕組みづくりと村民が積極的に参加できるような環境づくりに努める。

(1) 身近な活動への村民活動

ごみの減量、省エネルギーや宅地前の清掃などの個人レベルから、公園や地域の史跡地などの維持管理、まち並みの美化、自主防災施設などの大字レベルでの身近な活動を進めていくためには、村民自らが話し合い、提案し、実行するよう努めることが必要である。

このため、村としても村民が、村政に対する権利と責任について理解を深めるとともに、できるだけ広い分野で気軽に参加できるような環境づくりを進める。

(主要項目)

① 村民参加の意識の醸成

村民のまちづくりに対する参加意識、権利と責任の認識などを高めるための啓発活動を行う。

② 村民参加を図る環境づくり

村民がまちづくりに気軽に参加できるよう、その環境づくりをいろいろな分野で進めていくとともに、村民の積極的な参加を促すものとする。

(2) 村民と村の役割分担の明確化

計画策定段階からの積極的な村民参加とともに、その目標達成のために村民が果たす役割は重要であり、参加に伴う村民の責任を村民自らが意識することが大切である。

このため、計画策定から実施及び管理運営段階に至るまで、村民と村の役割分担を明確にし、村民と村が共に歩む仕組みづくりを進める。

(3) 男女共同参画によるまちづくりの推進

本村では、これまで女性の社会参加を積極的に支援するとともに、計画策定な

どの場における女性の参画を拡大し、あらゆる分野における「男女共同参画社会」の形成を積極的に推進してきた。

今後とも引き続き、このような男女共同参画によるまちづくりの推進を図る。

(主要項目)

① 審議会、委員会への女性登用の拡大

計画策定などの場における女性の参画を拡大するため、各種審議会等委員への女性の登用率を30%程度となるよう努める。

3 村民活動への支援・協力と住民活動団体の連携促進

個々人の自発的な意志、幅広い関心、興味等により対等な関係で構成された非営利団体や個人の活動は、より幅広い分野で、ますます活発になりつつある。

しかし、これらの活動に対する新しい社会的な仕組みは、いまだ成熟しているとはいはず、その過渡期にあるといえる。住民活動を促進する法律（NPO法）の整備など国においても急速に住民活動を支える環境を整えつつあるが、力の弱い団体など、未だその機能を十分に発揮できる状況にはない。

このため、多種多様な住民団体が自主的に活動しやすいように村においても、過度の干渉とならないように配慮しながら、リーダーの養成、情報の提供など積極的な支援を推進する。

(主要項目)

- ① 住民活動をささえるため、相談部署を明確にし、情報提供などの機能を整備する。
- ② 住民活動団体が連携して相互に情報やノウハウを交換し、刺激しあえるような場づくりを行う。

III 行財政改革の推進に当たって

1 行財政改革の推進期間

本計画の推進期間は、平成16年度から21年度までの6カ年間とする。

2 進行管理

行財政改革の着実な推進と適切な進行管理を行うため、毎年度、進行状況を評価し、それに基づき次年度の推進内容等を確認する。

また、現時点で目標値等が確定していないものについては、今後検討し、可能な限り設定する。

なお、行財政を取り巻く情勢が非常に流動的な状況にあるので、継続的な見直しを行っていくものとする。

3 村民への情報提供と村民意見の反映

村民の理解と協力を得て行財政改革を推進するため、進行状況等を広報紙やホームページ等で公表するものとする。

4 議会への報告

行財政改革をより実効性のあるものとするため、毎年度村議会に行財政改革実施計画の進捗状況等を報告し、必要な助言を得る。

5 事務事業評価システムの導入

村民ニーズの多様化や社会経済情勢の変化に対応して、事務事業のスクラップ・アンド・ビルトを継続的に行うため、事務事業の目的やその達成度などを客観的に評価するシステムを推進期間の後期を目途に導入を図る。

改善項目一覧表

(効果見込は、平成16~21年度までの合計)

| 項目 | 取り組み内容 | 実施年度 | 効果見込(百万円) | 担当課 |
|------------------------|---|--------|-----------|----------------|
| 第1 構造改革のための効率的財政運営 | | | 1,536 | |
| 1 構造改革のための財政運営 | | | | |
| (1)効率的・効率的な財政運営 | | | | |
| ①予算編成の改善 | 主要施策への極端な重点配分方式を取り入れるとともに、事務事業評価手法の導入を検討 | H16 | | 財務課 |
| ②予算編成における事務事業評価の反映 | | H18 | | 財務課 |
| ③第3次整備計画の見直し | (別途 整備計画見直し作業による) | H16~21 | | 企画課 |
| ④公共工事のコスト縮減 | コスト縮減計画を策定する | H16 | | 関係各課 |
| (2)補助金・負担金の効率的執行 | | | | |
| ①補助金の見直し | | | | |
| 運営補助 | 各種団体補助(H16・1/2、H17・廃止) | H16 | | 関係各課 |
| 事業補助 | 各種団体補助(補助対象事業費の1/3) | H17 | | 関係各課 |
| ②負担金の見直し | 県下市町村等が構成員となっているものの廃止 | H16 | | 関係各課 |
| 2 財政運営健全化 | | | | |
| (1)地方債発行の適正化 | | | | |
| ①地方債依存度の上限設定 | 各年度において、歳入に占める地方債割合を15%以内とすることによる起債総額及び後年度公債費の抑制を図る | H16 | | 財務課 |
| ②地方債残高の圧縮 | | | | 財務課 |
| ③有利な起債の選択 | | | | 財務課 |
| ④地方債償還額の平準化 | 繰故資金の償還年限の延伸10年→15年(15年度許可予定額分170,000千円想定) | H15 | | 財務課 |
| | 繰故資金の繰上償還の実施 | H17 | | 財務課 |
| (2)受益者負担の適正化 | | | | |
| ①使用料の見直し | 公共施設等の施設使用料の改定 | H17 | | 関係各課 |
| | 幼稚園保育料の改定(現行4,000円/月) | H17 | | 教育総務課 |
| ②手数料の見直し | 諸証明交付手数料(200円→300円) | H17 | | 関係各課 |
| | 一般家庭ごみの有料化 | H17 | | 住民生活課 |
| | し尿処分費の有料化 | H17 | | |
| ③公営企業会計及び特別会計の使用料等の見直し | | | | 上下水道課 |
| (3)財源充実のための活動 | | | | |
| | 歴史的風土創造的活用事業交付金継続要望・国 | H15 | | 企画課 |
| | 歴史的風土創造的活用事業交付金継続要望・県 | H15 | | 企画課 |
| | 市町村事務処理交付金対象事業の拡大要望 | H17 | | 財務課 |
| | 臨時財政対策債の継続(見込み) | H15 | | 財務課 |
| | 臨時財政対策債の継続要望又はそれに代わる財源措置の要望 | H15 | | 財務課 |
| 第2 社会環境の変化に対応した施策の再編 | | | 315 | |
| 1 事務事業の整理合理化と施策の適正な選択 | | | | |
| (1)行政の守備範囲の妥当性 | | | | |
| ①健康福祉センター運営の検証 | 福祉センターの利活用の検討 | H19 | | 健康福祉課 |
| ②国民健康保険診療所のあり方の検証 | 経営健全化方針を策定し実行する | H19 | | 健康福祉課 |
| (2)村民ニーズとの適合性 | | | | |
| ①納期前全納報奨金制度の廃止 | 県村民税(普通徴収者)・固定資産税 | H17 | | 財務課 |
| ②慶弔制度の廃止統合 | 敬老お祝い金の廃止 | H16 | | 健康福祉課 |
| | 村内者香料(平均90名) | H16 | | 住民生活課 |
| ③学校開放の推進 | 学校開放に併せて図書室機能を移転 | H17 | | 教育総務課 生涯学習課 |
| (3)事務事業の見直し | | | | |
| ①全庁的施策の効率的な推進体制の確立 | 庁内関係課間の連絡調整の強化 | H15 | | 関係各課 |
| ②村内配布文書の削減 | 全戸配布文書の配布時期の調整、可能な限り広報誌への掲載又は折り込みを実施し、関連機関との広報紙の統合を図る | H16 | | 関係各課 |
| ③関係団体等機関誌と村広報紙との統合 | | H17 | | 総務課 |
| ④押印の省略、添付書類の簡素化 | 法令等に定めのあるものを除き押印を廃止 | H16 | | 関係各課 |
| ⑤事務の迅速化 | 添付書類は必要最低限とする | H16 | | 関係各課 |
| ⑥出張旅費、被服貸与制度の基準の改正 | 個別事項毎の決裁権(専決権)の拡大 | H16 | | 総務課 |
| | 被服貸与年数の延長 | H16 | | 総務課 |
| | 特別職のグリーン料金の廃止 | H16 | | 総務課 |
| ⑦出張旅費、報酬等の口座振替 | 公金取扱上の事故防止のため口座振替を推進 | H16 | | 出納室 |
| ⑧庁内配布文書、事務用消耗品の削減 | ペーパーレス化によるコピー料金等20%削減 | H16 | | 関係各課 |
| | 共有資料化、データベース化による資料印刷費等の50%削減(会議録、計画書等) | H16 | | 関係各課 |
| | 補助事業に係る事務費の有効活用 | H16 | | 財務課 |

改善項目一覧表

(効果見込は、平成16~21年度までの合計)

| 項目 | 取り組み内容 | 実施年度 | 効果見込(百万円) | 担当課 |
|--|---|--|---|---|
| 2 民間活力の積極的な活用 | | | | |
| ①車両運転業務 | 幼稚園スクールバスの運行業務 小学校スクールバスと循環バスとの整理統合 公用バスの運行業務 | H16 H15 H21以降 | | 教育総務課 総務課 教育総務課 財務課 |
| ②学校給食調理業務 | 調理業務の民間委託 | H17 | | 教育総務課 |
| ③ごみ収集業務 | 清掃員の高齢退職者欠員不補充とし、派遣職員化又は業務委託とする。 分別収集の徹底によるストックヤード作業の軽減 | 順次 H16 | | 住民生活課 住民生活課 |
| 3 情報化の推進 | | | | |
| (1)行政情報化の推進 | | | | |
| ①府内LAN及びLGWANの構築 | 公共団体間のネットワーク網の構築による事務処理の迅速化 | H15 | | 総務課 |
| ②地域産業、経済の情報化の推進 | 官民一体となった情報網の構築、共有化 | H15 | | 企画課 |
| 4 広域行政の推進 | | | | |
| ①消防事務の広域化 | 中和広域消防組合 | 実施済 | | 総務課 |
| ②観光対策事務の広域化 | 樫原高市広域行政事務組合 | 実施済 | | 企画課 |
| ③保健、福祉の広域化 | 樫原高市休日夜間診療所の開設 樫原高市2次救急事業 樫原高市介護保険認定審査会 | 実施済 実施済 実施済 | | 健康福祉課 健康福祉課 健康福祉課 |
| 第3 時代に即応した組織・機構の再編 | | | | |
| 1 組織・機構の再編 | | | 162 | |
| (1)組織・機構の再編 | | | | |
| ①簡素で、効率的な組織 ②住民ニーズに即応した機能強化 ③政策決定のシステムづくり | 組織・機構の再編に伴う事務所の集約による事務所管理経費の削減 | H17 | 年度別 H16/ 25 H17/ 28 H18/ 28 H19/ 27 H20/ 27 H21/ 27 | 総務課 |
| (2)内部事務の効率化 | | | | |
| ①内部調整機能の強化 ②施設・出先機関の権限の明確化 | 府内会議の効率化のため、会議資料の事前配布を原則とするほか、開催時間の短縮を図る | H16 H17 | | 関係各課 関係各課 関係各課 |
| 2 審議会等行政委員会の見直し | 廃止・終期設定・縮小・報酬見直しを検討 | H16 | | |
| 3 施設の管理運営の適正化 | | | | |
| ①委託業務の統一マニュアル化 ②施設の維持補修計画の策定 ③施設管理費（ランニングコスト）の節減 ④施設の管理・運営への村民参加 ⑤単一目的施設の多目的利用の推進 ⑥施設の広域利用の推進 | 各施設毎の委託内容をマニュアル化し、併せて一括交渉等により10%以上の削減を図る 施設補修計画の策定により経常経費を平準化 施設の運営形態を含め20%の節減を図る 公共施設の運営方法への提言システムの構築 施設運営ボランティア組織の育成 村民以外への利用規制の縮小による効率化 | H16 H16 H16 H17 H16 H17 | | 財務課 関係各課 関係各課 関係各課 関係各課 関係各課 |
| 4 公公社等の外郭団体と村との役割分担 | | | | |
| (1)団体の自主・自立性の強化 | | | | |
| ①村職員の出向の見直し ②団体への委託事務の見直し及び権限委譲 ③団体の経営改善策の指導、助言 | 地域振興公社への出向の見直し 社会福祉協議会へ出向の見直し 施設管理、運営業務委託の整理 経営改善のための事務・組織への指導 | H16 H17 H16 H16 | | 総務課 総務課 関係各課 関係各課 |
| (2)団体の業務の再編 | | | | |
| ①社会福祉協議会との業務分担の明確化 ②地域振興公社との業務分担の明確化 | 福祉サービスの実施形態の業務分担の再整備 地域振興公社と観光開発公社を整理統合する | H16 H17 | | 健康福祉課 総務課 産業振興課 |

改善項目一覧表

(効果見込は、平成16~21年度までの合計)

| 項目 | 取り組み内容 | 実施年度 | 効果見込(百万円) | 担当課 |
|--------------------------|---|--------------------------|-----------|--|
| 第4 効果的な行政運営と職員の企画立案能力の向上 | | | | |
| 1 定員管理・人事管理の適正化 | | | 906 | |
| (1)特別職のあり方 | | | | |
| ①助役、収入役の必要性の検証 | 助役・収入役 H16.10任期満了 | H16 | | |
| ②特別職の職員の報酬額の引き下げ | 常勤、非常勤職員の期末手当に係る基礎額加算(15%)及び役職加算(15%)の廃止 報酬額の見直し(人勧分) 報酬額の定率によるカットの検討 | H16 H16 H16 H17 | | 年度別 H16/ 4 H17/ 80 H18/129 H19/182 H20/231 H21/280 |
| ③議会体制の見直し要請 | 議員定数12名 H17.7任期満了 | H17 | | 総務課 |
| (2)定員管理の適正化 | | | | 総務課 |
| ①定員適正化計画の策定 | 計画的な職員総数の縮減(H21.116名→80名) | H16 | | 総務課 |
| ②相互応援体制の強化 | イベント実施等課間職員の応援体制を整備 | H15 | | 関係各課 |
| ③定数外職員の特殊・専門的分野での活用 | 嘱託職員の適正化 日々雇用職員の削減(事務職員等) | H16 H16 | | 総務課 総務課 |
| (3)人事管理の適正化 | | | | 総務課 |
| ①職員育成型人事ローテーション | | H17 | | 総務課 |
| ②業績評価などを取り入れた人事配置制度 | | H17 | | 総務課 |
| ③専門職制度の導入 | | H17 | | 総務課 |
| ④女性職員の積極的な管理監督者への登用 | | H17 | | 総務課 |
| ⑤時差勤務制の拡大 | 可能な職域において時差勤務制度を導入することによる時間外勤務の縮減 | H17 | | 総務課 |
| ⑥服務規律確保への取り組み | 綱紀の肅正、服務規律の確保 | H16 | | 関係各課 |
| 2 給与制度の適正化 | | | | |
| ①管理職手当の改正 | 管理職員35名→15名 現行 部長級15%、課長級12%、補佐級7% | H17 | | 総務課 |
| ②期末勤勉手当の役職加算の廃止 | 現行 部長級15%、課長・補佐級10%、係長級5% | H16 | | 総務課 |
| ③調整手当の改正 | 現行支給率3% | H17 | | 総務課 |
| ④特殊勤務手当の改正 | 診療所、エックス線、税務、運転、企業職の各手当 | H16 | | 総務課 |
| ⑤高齢職員の取扱い | 満55歳以上の職員に対し「役職定年制」を導入 | H17 | | 総務課 |
| ⑥早期勧奨退職制度の見直し | 対象年齢を35歳まで拡大 | H17 | | 総務課 |
| ⑦成績主義による給与制度への転換 | | H17 | | 総務課 |
| 3 職員の能力開発の充実 | | | | |
| 能力開発と意識変革を目指した職員研修制度 | 現行研修制度内での充実 | H16 | | 総務課 |
| 第5 行政の公正・透明性の確保 | | | | |
| 1 情報公開制度の一層の充実 | 閲覧場所、閲覧資料の再整備 | H16 | | 総務課 |
| 2 問題提起型広報の充実 | | | | |
| ①行政事務全般にわたる広報指針の策定 | 「広報活動の指針」の策定 | H16 | | 総務課 |
| ②行政事務の情報化及び情報公開の充実 | 村広報紙、ホームページの活用による迅速かつ適正な情報提供 | H15 | | 総務課 |
| ③迅速な情報提供 | | | | 総務課 |
| 3 監査機能の一層の充実 | | | | |
| (1)内部監査の充実 | 従来の内部監査制度に加え外部監査制度の導入、行政監査機能の充実などにより、行政執行の透明性、公正性の一層の確保を図る。 | | | 総務課 |
| (2)監査制度の強化と行政監査の推進 | | | | 総務課 |
| ①行政監査機能の充実 | | | | 総務課 |
| ②外部監査の導入 | | | | 総務課 |

改善項目一覧表

(効果見込は、平成16～21年度までの合計)

| 項目 | 取り組み内容 | 実施年度 | 効果見込(百万円) | 担当課 |
|---------------------------|--|------------|-----------|------|
| 第6 村民参加の一層の充実 | | | 30 | |
| 1 計画への村民参加 | | | | |
| ①計画、事業について検討段階からの公表 | 公表指針を定めたうえ、計画事業などについても公表を推進 | H16 | | 関係各課 |
| ②審議会、委員会などの公開 | 審議会、委員会委員などの公募制、会議の傍聴制度を検討するなどし、広範な意見聴取と透明性の確保に努める。 | 順次 | | 関係各課 |
| ③審議会、委員会などの村民代表委員の広範な選出 | | | | 関係各課 |
| ④住民委員会の導入検討 | 住民委員会制度の確立を検討する | H17 | | 企画課 |
| 2 実行への村民参加 | | | | |
| (1) 身近な活動への村民活動 | | | | |
| ①村民参加の意識の醸成 | 啓発活動の実施 | H16 | | 関係各課 |
| ②村民参加を図る環境づくり | 一般家庭ごみの減量化（堆肥化等）H18までに50%減を目指す 大字管理組合等の活動事業の見直し | H16 H17 | | 関係各課 |
| (2) 村民と村の役割分担の明確化と協働 | 広報紙での「私の提案」、ホームページの「掲示板」の活用などによって、村政への提案、要望などができる仕組みの充実を図る | 順次 | | 企画課 |
| (3) 男女共同によるまちづくりの推進 | | | | 関係各課 |
| ①審議会、委員会への女性登用の拡大 | | | | |
| 3 住民活動への支援・協力と住民活動団体の連携促進 | | | | |
| ①相談部署の明確化、情報提供機能の整備 | 住民活動への情報提供などの支援 | H16 | | 総務課 |
| ②住民活動団体の連携の場づくり | 住民活動の場づくり | H16 | | 総務課 |
| 効果見込合計 2,949 | | | | |